旭川市子ども・子育て審議会
へき地・季節保育所検討部会（第２回）議事録

１　日　時　　平成２９年４月１２日（水）１８：３０～２０：１０
２　場　所　　旭川市子ども総合相談センター　研修・会議室１
３　出席委員　石本委員，柏木委員，斉藤委員，佐々木委員，佐藤委員，
　　芝木委員，那須委員，藤本委員，宮﨑委員
（欠席委員）なし
４　事務局　　子育て支援部こども育成課　飯森課長，金主幹
　　こども育成係　田上係長，鈴木主査，小久保，渡部
５　傍聴者　　０名
６　議事概要
【議事】
（１）資料１に基づき，へき地・季節保育所の中核市及び道内の各市の状況についての調査結果を説明。
（委員）
　旭川市のへき地・季節保育所の数が他の道内の各市と比較すると多いがどのような理由が考えられるか。
（事務局）
　地域事情という理由が大く，旭川市には農村地域が多いことから，結果的に多く設置されているのではないかと考える。
　以前にへき地保育所に係る別の調査の関係で厚生労働省に問合せを行った際に，「北海道のようにへき地保育所を運営しているのは希であり，他の県等では離島にある保育所をいうものがほとんどで，例えばその地域に１施設しかないことから認可保育所等への移行を進めようとしている」との話があった。また，名寄市には２か所のへき地保育所が設置されているが，へき地保育所の定義等について問合せた際には，「名寄市自体がへき地である」という考え方も持っているという説明もあった。
（委員）
　旭川市は過去に周辺町村と合併してきた経緯があるので，そういった事情があるのかもしれない。
（委員）
　たしかに，他の市町村と合併している北見市も設置数が多いので，そういった事情はあるのかもしれない。

（２）資料２へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針（案）の「１　へき地保育所及び季節保育所の概要」及び「２　保育所の在り方」について説明
ア　「１　へき地保育所及び季節保育所の概要」について質疑
（委員）
　この項目「１　へき地保育所及び季節保育所の概要」とあるが，内容的に「概要」というより，これまでのへき地保育所及び季節保育所の経過が端的にまとめられている項目となっているように感じる。表題を見直してはどうか。
（委員）

「（１）現在の施設数，運営状況概要」において，「本市のへき地及び季節保育所（以下「保育所」という）」と定義されるが，「保育所」とすると「認可保育所」を示すことが一般的なので，例えば「へき地・季節保育所」とするのはどうか。

（事務局）

誤解を与えないように「本市のへき地及び季節保育所（以下「へき地・季節保育所」という）」という表現に改める。

（委員）

「（４）子ども・子育て審議会への諮問と答申」の確認であるが，保育料の見直し及び統廃合の方針については，当部会において審議するということでよろしいか。

（事務局）

その解釈でお願いしたい。

● 事務局にて「１　へき地保育所及び季節保育所の概要」の表題を改め，「保育所」の表現を「へき地・季節保育所」に改めることとする。

イ　「２　保育所の在り方」について質疑

（委員）

「旭川市都市計画マスタープラン」について内容を把握していないが，都市機能を考えた時にコンパクトシティという考え方が時流なのかもしれないが，農村地域の保育施設というものは，農村地帯が広がっている都市には必要な施設であると考える。例えば，酪農地帯が都市部にくることは出来ないし，漁港が海を離れることができないということである。旭川市の場合，農業が市の財政を支える基幹産業であることは明白であるし，農業者がその土地を離れることはできない。また，その地域の子ども達が次の農業後継者であるのならば，日頃から農業に関わっていくことも重要であると考える。

「旭川市都市計画マスタープラン」においても，旭川市の農業が重要であると位置付けられているのではないかと想像するが，旭川市においては農業が基幹産業であるとうことは間違いないことから，そういった農業の位置づけを踏まえて，その地域に保育所が必要な理由を記載するようにしてはどうか。

（事務局）

「旭川市都市計画マスタープラン」では，市内を「中心市街地」，「一般市街地」，「農山村地域」といったエリアに区分しており，さらに「一般市街地」及び「農山村地域」には中心となる「拠点」といった考え方も謳われている。当然，〇〇委員のご意見のような内容も謳われていることから，へき地・季節保育所が設置されている地域の地域性を踏まえ，へき地・季節保育所の在り方について整理する。

（委員）

「一部市街地からの受入も想定した中で検討を進めるものとする」とあるが，一方で，農村地域の方が市街地に通うこともできるのではないか。廃止にするべきということではないが，昔なら，車ではなく徒歩や馬とかが移動手段だったと思うが，手間や距離感について，農村地域の方の感覚としてはどうなのか。聞いた話だが「へき地・季節保育所が休止しているので，市街地の保育所に通ってみたら，結果的に楽しかった」という話があった。

（事務局）
　こちらの部分については，利用者をへき地・季節保育所の地域に限定してしまうと，子どもの数が限られてしまい，集団保育を経験していただく機会が制限されてしまうので，市街地からの利用者を想定した中で，集団保育を経験していただく機会を設定できるようにと記載したところである。なお，市街地の認可保育所等に通うことができる方を制限するものでもない。
（委員）
　８年前ぐらいの話だが，桜岡へき地保育所には市街地からの利用者も割と多くいた（８人/１６人)。中には神居地区からの利用者もいた。郊外の保育に求めるものや交通費や時間をどう考えるかは，やはり人それぞれだと考える。
（委員）
　利用者の保育ニーズが多様化しており，市街地の保育所を利用している方もいると思うが，郊外の保育所を必要としている子どももいるということも考えていただきたい。
（委員）
　通年化という視点で考えた際に，過去に網走地方で酪農を営む方が，お子さんを小学校に迎えに行く際に猛吹雪に見舞われ亡くなるという事故もあった。現在議論になっている地域も冬期間は非常に厳しい環境だと考える。希望して市街地の保育所を利用している方は別であるが，大人一人ではなく，子どもも一緒にとなると，地域に保育所が無いので，市街地の保育所を利用しなさいという強制はできない。また，旭川市の農業の発展には新規就農者（世帯）が必要であり，新規就農を目指す世帯は子育てをしている世帯が大半であることから，それらの世帯がその地域に定住することでデメリットが生じるということは避けられるような施策とするべきである。
（委員）
　「子ども達の育ちのために集団保育が維持できるように」とあるが，何人ぐらいをイメージしているのか。
（事務局）
　「何人」と定義しているものではない。
（委員）
　現在の「２　保育所も在り方」の記載内容だと議論の軸がズレていきがちなのかもしれない。
　保育内容がこうだからへき地・季節保育所が必要なのか，もしくは旭川市全体を考えた場合に地域としてへき地・季節保育所が必要なのかを考えた場合に，ここで定義する内容はおそらく後者なのではないか。なぜ郊外に保育所が必要なのかという部分を打ちだす必要がある。ここでの整理が旭川市の限られた税収を使って運営する意味も含まれると考える。
（委員）
　〇〇委員の質問であるが，集団保育というものは数を定義するものでは無く，子ども集団の形成ではないか。既存のへき地・季節保育所の子どもの人数が異年齢の３人（３歳児１人，４歳児１人，５歳児１人）だとすれば，仲良く遊んだり，譲り合ったり，時にはケンカしたりするのはなかなか難しい。市内だと大規模な幼稚園で２００人，札幌だと３００人の施設があり，こういった施設だとある程度の子ども社会が形成されると考えられる。大規模な施設が当たり前にある地域と各年齢が１～２人という地域があるということは

望ましいとは言えない。

そういった部分を踏まえると，なぜ郊外に保育所が必要なのか，そしてただ存在するだけではなく，一定の子ども集団を形成できるように施策を進めるといった内容になるのではないか。そう考えると，「２　保育所の在り方」における保育内容の記載については相反するものではないのではないか。

さらに，後段の話になってしまうが，そういった保育内容の記載があることによって，へき地・季節保育所を統廃合するという意味が生まれていくと考える。ただ数を減らすのではなく，子ども集団を維持する為に分散している施設を集約する意味である。その結果，縦の繋がりの他に横の繋がりが生まれていくことにより，次の地域の母体が生まれるきっかけにもなるのではないか。

（委員）

「子ども達の育ちのために集団保育が維持できるように一部市街地からの受入」とあるが，この表現だと「集団保育を維持するためにどこかから子ども達を集めてくる」という誤解を与えそうなので，様々にニーズに応える為にといった表現がいいのではないか。

（委員）

各委員から様々な意見があるということは，事務局でまだ十分整理できてないということなので，最終的な答申内容にも重要な部分であることから，次回までに事務局での整理・修正を求めたい。

● 事務局にて，各委員の意見を踏まえ，次回までに整理・修正を行うこととする。

（３）資料２，資料２別紙１及び資料２別紙２に基づき「３　保育料の見直し」について説明

ア　資料２の「３　保育料の見直し」の保育料の応能負担や激変緩和措置について質疑

（委員）

認可保育所等の基準とは違う別な考え方であるというのは理解しており，明確な根拠等は無いのかもしれないが，この支出に対する収入が７．１８％という保護者の負担割合は，旭川市の財政として今後も維持できる割合なのか。

（事務局）

旭川市の認可保育所等の保護者の負担割合は１６．２４％となっているが，これは国が示す保育料から，さらに市独自で４０％程度減額した後の割合となっている。この認可保育所等の割合についても，今後も持続可能な割合かというと，行政改革担当部署からも，保育料の見直しを求められているところである。しかし，一方では国として「幼児教育の無償化」を進めており，国や北海道の制度が旭川市に追いついてきたという状況もあることから，１６．２４％であれば一定程度持続できる割合と考える。それでは，その半分以下の７．１８％という割合であるが，今後の統廃合という考え方の中でその差を縮めていければと考えている。

（委員）

現在の利用者の事を考えると激変緩和措置を適用するのは妥当だと考える。

（委員）

１６．２４％に近づけるように保育料を設定するということではなく，考え方の基本として，国の基準に基づき設置された認可保育所等は違う，へき地・季節保育所を運営する上で妥当な保育料を設定するべきである。

（委員）

保育所の施設長として，この内容を保護者に説明し理解を求めるとなると非常に説明が難しい。しっかり説明すれば理解は得られると思うが，もう少しわかりやすい・説明しやすい内容（資料）にはならないか。文章・言葉においても，もう少しわかりやすい表現にして欲しい。

（委員）

保護者目線で考えた時に，保育料を見直さなければならないということは理解できるが，元々，へき地･季節保育所というのは，少人数での利用が想定された施設であることから，保護者の負担割合が少ないのは当然であると考えることができるので，その部分を理解できる内容ではないと，納得できない保護者がいるのではないか。

（委員）

通年化する為の財源やその地域の子ども達にとって何が最善なのかを審議する諮問内容となっていることから，この「３　保育料の見直し」の中に「通年化」という文言が必要なのではないか。

（事務局）

「通年化」については，諮問内容にもあることから，前提となっている事項として省略していたので，強調の意味も込めて「通年化」という文言を追加し，整理を行う。

● 事務局にて，各委員の意見を踏まえ，次回までに整理・修正を行う。

イ　保育料の設定金額の考え方や保育料を示した別紙１，２について質疑

（委員）

別紙１の５その他（２）に「保育料の多子軽減やひとり親世帯等に対する減額については，特定教育・保育施設等の保育料と同様の設定とする。」とあるが，現在，へき地・季節保育所は同時入園の第２子目が半額，生活保護世帯は全額の減額となっているが，どのような減額となるのか。

（事務局）

その他のへき地・季節保育所の保育料の減額については，平成２８年度から一定の所得以下の世帯に対する，認可保育所等の多子世帯等の減額の考え方に基づく減額がある。ただし，へき地・季節保育所は，現在，階層区分による保育料の設定ではないことから，認可保育所等と全く同様ではないので，この保育料（案）のように階層区分による保育料の設定となれば，同様の減額を行っていきたい。

（委員）

別紙２の表し方について，２号認定子どもの保育短時間の保育料をサンプルとして表し，その右に保育料（案）と表現されているが，認可保育所等の経費とへき地・季節保育所を比較した場合には，含む経費と含まない経費が存在すると考える。例えば，給食費である。それを踏まえると，へき地・季節保育所においては，認可保育所等と同等の保育内容を提供するものではないことから，あくまでも「現行の２号認定子どもの保育料の保育短時間認定子ども」というのは，「へき地・季節保育所の保育料を「応能負担」という考え方にすると，市民税額に応じて保育料（案）に示す保育料になる」という「参考（サンプル）」になるだけのものなので，「現行の２号認定子どもの保育料（参考）」と表現してはどうか。

（事務局）

認可保育所等と同様の保育内容を想定した保育料ではなく，あくまでもへき地・季節保育所の保育料を応能負担とすることを考えた際に参考としたものなので，ご意見のとおり「現行の２号認定子どもの保育料（参考）」と表現する。

（委員）

保育料（案）とした場合，へき地・季節保育所は３歳以上児の入所を想定しているが，施設の状況等により３歳未満児が入所した場合はどうなるのか。

（事務局）

３歳未満児についても同様の保育料とする。

● 別紙２の表現について「現行の２号認定子どもの保育料（参考）」とすることとする。

（閉会）